

公益社団法人 佐賀県食品衛生協会定款施行規則

第1章 総則

第1条 この施行規則は、公益社団法人佐賀県食品衛生協会定款（以下「定款」という。）

第50条の規定に基づき、本協会の業務の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 社員の選出

第2条 定款第7条の2に規定する社員の選出は、社員選出規程による。

第3章 専門部会

第3条 定款第38条に規定する専門部会は、本協会の業務を円滑に運営するため、次の部会を置くことができる。

- (1) 総務・企画部会
- (2) 指導員部会
- (3) 共済部会
- (4) 広報宣伝部会

2 部会に部会長を置く。部会長は、理事の中から会長が選任する。部会長は、部会を統括し必要な事項について会長に報告する。

第4章 会費の賦課徴収

第4条 定款第10条に定める経費負担（会費等）は次のとおりとする。

- (1) 正会員

入会金 5,000円 年会費 1業種（施設毎）3,000円
+（業種増毎に+2,000円）
行商 1,000円
自動販売機は1台につき300円

- (2) 賛助会員

1口 10,000円

第5章 役員報酬等

第5条 定款第27条に規定する役員報酬等は、役員報酬等支給規程による。

第6章 就業及び会計処理

第6条 就業及び会計処理は、就業規則及び会計処理規則による。

第7章 職員給与等

第7条 職員の給料、旅費、手当、その他の給与等に関する規程は、会長が定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。